

宮崎大学農学部学術刊行物規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年2月20日 平成20年11月18日

- 第1条 本学部の発行する学術刊行物は、「宮崎大学農学部研究報告」(以下「研究報告」という。)とする。
- 第2条 研究報告には、本学部教職員による論文を掲載する。
- 第3条 研究報告は、原則として年度内に1回発行する。
- 第4条 研究報告の発行に要する経費の負担は、学部共通とするが、特別の経費を必要とする場合は、この限りでない。
2 別刷は、著者負担とする。
- 第5条 研究報告の編集、刊行は宮崎大学農学部研究推進委員会(以下「委員会」という。)が当たる。
- 第6条 原稿の募集は、締切日の少なくとも1月前に公示する。
- 第7条 投稿原稿は、刊行物としては未発表、あるいは他誌に投稿中ではないものであり、総説、研究論文、短報(ノート)、研究調査報告等の4種類に区分して掲載する。原稿は印刷面で10頁以内とする。なお、短報(ノート)は4頁以内とする。
2 総説学会において認められた業績、最近の国内外の研究または研究動向などを解説したもので、委員会が依頼したものを主とするが、これとは別に投稿された総説については委員会で掲載の可否を決定する。
3 研究論文独創的であるか又は価値ある結論あるいは事実を含むもので、それ自身が独立して完結した論文でなければならない。
4 短報(ノート)断片的な研究成果であっても、新しい事実や価値ある結果等を含むと委員会が認めた場合、短報(ノート)として掲載する。
5 研究調査報告等学術的価値や独創性よりも、学術上重要でしかも著者自身によって得られた結果・情報等をもととした報告とする。
- 第8条 投稿論文の体裁、字形等は、第5条の委員会が定める「宮崎大学農学部研究報告投稿内規」及び「宮崎大学農学部研究報告原稿執筆要領」によるものとする。
- 第9条 原稿は、各学科の研究推進委員が受付け、これを委員会に提出するものとする。
2 前項の原稿については、内容、体裁全般にわたり審査を行う。審査方法は、別に定める審査要領に従う。
3 投稿論文の掲載の可否は、審査担当者の審査結果を参考にして委員会において決定する。
- 第10条 研究報告に掲載する順序は、総説、研究論文、短報(ノート)及び研究調査報告等の区分とし、それぞれの区分の掲載の順序は原稿が受付けられた日の順位とし、同位のものがあるときは、著者名のアルファベット順とする。ただし、特別の理由により委員会が認めたときはこの限りではない。
- 第11条 研究報告に掲載された論文の著作権は委員会に属する。ただし、著者が掲載論文を利用する限りにおいては委員会の許可を必要としないものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月18日から施行し、平成20年10月1日から適用する。